



島根県報

令和6年3月29日（金）

号外第37号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【人委規則】

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則	2
給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則	2
職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	2
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	3
島根県人事委員会事務局の組織及び処務に関する規則の一部を改正する規則	3
地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	3
会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	4

【人委細則】

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則	6
------------------------	---

人 事 委 員 会 規 則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

島根県人事委員会規則第4号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第3知事の事務部局の部職名の欄中「同 室長（感染症対策室に限る）」を「同 室長（課に置かれた室を除く）」に、「統括出納監察監」を「統括出納監察監 西部県民センター総務管理部長」に、「本庁室長（感染症対策室を除く）」を「本庁室長（課に置かれた室に限る）」に、「東京事務所部長」を「東京事務所副所長」に改め、「県民センター部長」の次に「（西部県民センター総務管理部長を除く。）」を加え、「河川総合開発事務所部長」を削り、同表警察の部職名の欄中「自動車警ら隊長」を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

島根県人事委員会規則第5号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「若しくは感染症対策室」を削り、同条第2号中「健康福祉部薬事衛生課若しくは感染症対策室」を「健康福祉部健康福祉総務課若しくは薬事衛生課」に改め、同条第3号中「感染症対策室」を「薬事衛生課」に改める。
第6条中「健康福祉部医療政策課」を「健康福祉部健康福祉総務課、医療政策課」に、「感染症対策室」を「薬事衛生課」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

島根県人事委員会規則第6号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第18備考6中「島根創生推進枠職員採用選考試験」を「次の各号に掲げる試験」に改め、同表備考6に次のように加える。

- (1) 島根創生推進枠職員採用選考試験
- (2) 障がい者を対象とした職員採用選考試験

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

島根県人事委員会規則第7号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年島根県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の部本庁の項中「危機管理・中核支援市支援スタッフに限る。）並びに」を「健康危機管理・保健所支援スタッフに限る。）並びに」に、「課長代理 室長代理」を「課長代理」に、「危機管理・中核市支援スタッフに限る。）及び」を「健康危機管理・保健所支援スタッフに限る。）及び」に、「危機管理・中核市支援スタッフに限る。）の」を「健康危機管理・保健所支援スタッフに限る。）の」に改め、同部東京事務所の項中「部長」を「副所長」に改め、同部食肉衛生検査所の項中「検査課長」を「調整監」に改め、同部県土整備事務所の項中「業務課長」を「業務課長 業務管理課長」に改め、同部浜田河川総合開発事務所の項中「所長 部長」を「所長」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

島根県人事委員会事務局の組織及び処務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

島根県人事委員会規則第8号

島根県人事委員会事務局の組織及び処務に関する規則の一部を改正する規則

島根県人事委員会事務局の組織及び処務に関する規則（平成16年島根県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1第3の項第4号シ中「会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例」を「会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償支給条例」に改め、同号ス中「会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する規則」を「会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償の支給に関する規則」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

島根県人事委員会規則第9号

地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和63年島根県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「第10条第2項各号」を「第10条第2項第2号イ」に改める。

第6条中「自動車警ら隊、」を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

島根県人事委員会規則第10号

会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する規則（令和元年島根県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償の支給に関する規則

第1条中「会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例」を「会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償支給条例」に、「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第3条第3項中「平成3年法律第110号」の次に「。以下「育児休業法」という。」を加える。

第10条第1項第1号中「昭和41年島根県条例第59号」の次に「。以下「企業局職員給与条例」という。」を、「平成19年島根県条例第29号」の次に「。以下「病院局職員給与条例」という。」を加え、同条第5項第5号中「第12条第2項第3号」を「第12条第4項第3号」に改める。

第12条第1項中「次項」を「第4項」に改め、同項第2号中「昭和29年島根県条例第6号」の次に「。以下「県立学校教育職員給与条例」という。」を加え、同号中「島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例」を「企業局職員給与条例」に、「島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例」を「病院局職員給与条例」に改め、同条第4項第4号中「給与規則第16条第4項第4号から第8号までに掲げる」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

ア 職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年島根県条例第76号）第2条の規定により自己啓発等休業をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間

イ 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年島根県条例第35号）第2条の規定により配偶者同行休業をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間

ウ 育児休業法第10条第1項の規定による育児短時間勤務又は同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員として在職した期間については、当該期間から当該期間に育児短時間勤務に係る算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間の2分の1の期間

エ 法第26条の2第1項の規定による修学部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間については、その2分の1の期間

オ 法第26条の3第1項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間については、その2分の1の期間

第15条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条を第21条とし、第14条の次に次の6条を加える。

（勤勉手当の支給対象者）

第15条 条例第6条第1項前段に規定する任期の定めが6月以上の職員に準ずる者として人事委員会規則で定める職員は、第10条第1項に定める職員とする。

2 第10条第2項から第8項までの規定は、前項の職員について準用する。この場合において、第10条第4項及び第8項中「第5条第1項後段」とあるのは「第6条第1項後段」と、第10条第5項及び第6項中「第5条第1項前段」とあるのは「第6条第1項前段」と、第10条第5項第2号中「第2条第1号又は第2号」とあるのは「第2条」と読み替えるものとする。

(勤勉手当の人事評価期間)

第16条 条例第6条第1項前段に規定する人事委員会規則で定める期間は、任命権者が定める基準日以前における直近の人事評価の評価期間とする。

(勤勉手当の支給日)

第17条 条例第6条第1項前段に規定する人事委員会規則で定める日は、報酬の支給単位が月額である職員にあっては、次の各号に掲げる勤勉手当の区分に応じ、当該各号に定める日とする。ただし、当該各号に定める日が県の休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い県の休日でない日とする。

(1) 6月1日を基準日とする勤勉手当 6月30日

(2) 12月1日を基準日とする勤勉手当 12月10日

2 報酬の支給単位が月額でない職員及び基準日に新たに条例の適用を受けることとなった職員の勤勉手当の支給日は、前項の規定の適用を受ける職員の支給日から基準日の属する月の翌月の末日までの間において、任命権者が定める日とする。

(勤勉手当の支給割合)

第18条 勤勉手当の支給割合は、次項に規定する職員の勤務期間による割合に第6項に規定する勤務成績による割合を乗じて得た割合とする。

2 前項の勤務期間による割合は、基準日以前6箇月以内の期間における職員の勤務期間の区分に応じて、次の表に定める割合とする。

勤務期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月15日以上6箇月未満	100分の95
5箇月以上5箇月15日未満	100分の90
4箇月15日以上5箇月未満	100分の80
4箇月以上4箇月15日未満	100分の70
3箇月15日以上4箇月未満	100分の60
3箇月以上3箇月15日未満	100分の50
2箇月15日以上3箇月未満	100分の40
2箇月以上2箇月15日未満	100分の30
1箇月15日以上2箇月未満	100分の20
1箇月以上1箇月15日未満	100分の15
15日以上1箇月未満	100分の10
15日未満	100分の5
0	0

3 前項に規定する勤務期間は第12条第1項各号に規定する職員として在職した期間とし、その計算についてはこれらの期間（同一の期間内に2以上の職に在職した期間については、これらの職に在職した期間のうち一の期間）を通算する。

4 第12条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による勤務期間の計算について準用する。

5 第3項の規定による勤務期間の計算については、次に掲げる期間を除算する。

- (1) 次に掲げる職員として在職した期間
 - ア 基準日において停職処分を受けている職員
 - イ 基準日において専従許可を受けている職員
 - ウ 育児休業法第2条の規定により育児休業（第12条第4項第3号ア及びイに掲げる育児休業を除く。）をしている職員
 - (2) 休職にされていた期間
 - (3) 第7条の規定により給与の減額の対象となった期間
 - (4) 休暇等規則第6条第2項第13号に規定する私傷病休暇の承認を受けて勤務しなかった全期間
 - (5) 休暇等規則第6条第2項第6号の規定による介護休暇を受けて勤務しなかった期間から第7条に規定する日並びに休暇等規則第2条及び第3条の規定により勤務を割り振られなかった日を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
 - (6) 休暇等規則第6条第2項第7号に規定する介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
 - (7) 育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
 - (8) 基準日以前6箇月の全期間にわたって勤務した日がない場合には、前各号の規定にかかわらず、その全期間
 - (9) 第12条第1項第2号に規定する職員のうち、給与条例の適用を受ける職員として在職した期間については給与規則第17条第5項の規定により勤務期間から除算される期間及び県立学校教育職員給与条例の適用を受ける職員として在職した期間については県立学校の教育職員の給与の支給に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第11号）第41条第5項の規定により勤務期間から除算される期間
 - (10) 第12条第1項第2号に規定する職員のうち、市町村立学校の教職員の給与等に関する条例、企業局職員給与条例又は病院局職員給与条例の適用を受ける職員として在職した期間については前号の規定により除算される期間に相当する期間
 - (11) 上記に掲げる期間の他、常勤職員との権衡を考慮し、任命権者が定める期間
- 6 勤務成績による割合は、常勤職員の割合を超えない範囲内で、常勤職員との権衡を考慮し、任命権者が定めるものとする。

（勤勉手当基礎額）

第19条 条例第6条第4項に規定する職員が受けるべき報酬の月額に相当する額として人事委員会規則で定める額については、第13条の規定に基づき算定された額とする。

（勤勉手当の特例）

第20条 任命権者は、勤務の実情等により職員に特別の事情があると認めるときは、第15条、第16条、第18条及び前条の規定にかかわらず、当該職員の勤勉手当の支給について、人事委員会の承認を得て別に定めることができる。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

人 事 委 員 会 細 則

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則をここに公布する。

令和6年3月29日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

島根県人事委員会細則第1号

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則

級別職務分類に関する細則（昭和60年島根県人事委員会細則第2号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表知事の事務部局の部地方機関の項中

課長	部長 上席調整 監
----	-----------------

を

課長	副所長
----	-----

に、

「

課長 指導所長	部長 上席調整 監
------------	-----------------

を

課長 指導所長	部長
------------	----

に、

上席調整 監 室長	所長 部長
-----------------	----------

を

室長	所長
----	----

に、

企画幹 ※専門幹

」

「

--

を

企画幹 ※専門幹	上席調整 監
-------------	-----------

に改め、同表警察の部警察本部の項中

副主査

を

副主査 企画幹

に改

め、同部警察署の項中

副主査

を

副主査 企画幹

に改め、別表の2の表警察の部警察本部の項中「広報官」及び

「自動車警ら隊長」を削り、同部警察署の項中「捜査統括官」を削り、別表の4の表警察の部科学捜査研究所の項中

「

専門研究員

を

専門研究員 研究幹

に改め、別表の7の表警察の部厚生課の項中

副主査

を

「

課長補佐 副主査 企画幹

に改める。

附 則

この細則は、令和6年4月1日から施行する。